

丸太のトラック運搬に係る経費の積算について(林野庁長官宛て)

低減できた積算額(支出)	6630万円
低額となっていた積算額(収入)	6280万円

1 事業の概要

(1) 立木販売等の概要

林野庁は、国有林野の林産物等の売払いを行っており、このうち木材の販売は、立木の状態で販売する立木販売、立木を伐倒等して丸太にして木材市場等で販売する委託販売及び買受者と国有林材の販売に関する相互協定に基づき木材市場等を介さずに販売するシステム販売がある。

各森林管理局は、同庁が制定した「立木販売予定価格評定公式の改訂について」(以下「評定公式」)に基づき、立木等の販売予定価格評定要領等(以下「積算基準」)をそれぞれ制定して、積算基準に基づき各森林管理署等は立木販売の売買契約に係る予定価格を算定している。また、立木の伐倒、造材、集材、トラック運搬の作業を行うなどの丸太を生産する事業等(以下「製品生産事業等」)の請負契約における経費の予定価格や、システム販売における販売の予定価格は、各森林管理局が定めた製品生産事業等又はシステム販売の取扱いに係る要領等において積算基準に準ずるなどして算定することとされている。

丸太のトラック運搬に係る経費については、立木販売の場合は売買契約において、委託販売の場合は製品生産事業等の請負契約において、システム販売の場合は製品生産事業等の請負契約及び売買契約においてそれぞれ積算されている。

(2) 丸太のトラック運搬に係る距離制運賃と時間制運賃

各地方運輸局が公示している一般貨物自動車運送事業の貸切運賃料金表には、運搬距離ごとに1回当たりの運賃が掲載された表(以下「距離制運賃表」)と8時間又は4時間を基準とする基準時間当たりの運賃が掲載された表(以下「時間制運賃表」)がある(距離制運賃表に基づいて算定した運賃を「距離制運賃」、時間制運賃表に基づいて算定した運賃を「時間制運賃」)。

一方、評定公式によれば、丸太のトラック運搬に係る経費については、原則として距離制運賃表を適用するなどして定めることとされており、時間制運賃については定められていない。

2 本院の検査結果

令和元、2両年度の5森林管理局管内の30森林管理署等における請負契約98件、契約金額計87億6420万円及び売買契約195件、契約金額計23億7187万円(立木販売の売買契約79件、契約金額計12億5746万円、システム販売の売買契約116件、契約金額計11億1440万円)を対象として検査した。

検査に当たっては、5森林管理局及び30森林管理署等のうち3森林管理局及び21森林管理署等において、積算書等の書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、上記の30森林管理署等については、同庁から調書の提出を受けて、その内容を分析するなどして検査した。

中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局(以下「4森林管理局」)は、評定公式において、時間制運賃表の適用については定められていないことなどから、立木販売の売買契約における丸太のトラック運搬に係る経費について原則として距離制運賃表を適用するなどの積算基準を定めていた。また、4森林管理局は、製品生産事業等の請負契約及びシステム販売の売買契約における丸太のトラック運搬に係る経費についても同様の作業内容であることから、積算基準に準ずるものとして、それぞれ、原則として距離制運賃表を適用するなどの要領等を定めていた。そして、4森林管理局管内の森林管理署等は、積算基準等に基づき、いずれも、丸太のトラック運搬に係る経費については、距離制運賃を適用していた。

しかし、中部、近畿中国両森林管理局において、製品生産事業等の請負契約及び立木販売の売買契約について、運搬する距離が短いことから、生産現場等と木材市場等との間を1日に複数回反復して運搬している状況が見受けられた。そこで、近畿中国森林管理局において、生産現場等から木材市場等までの距離が短い場合には、10t車を用いて1日に3回以上反復して運搬を行っている状況も

見受けられたことに基づき、8時間において3回反復して運搬できたと仮定して比較したところ、近畿運輸局の距離制運賃表において、10 t 車の最小区分である20kmまでの運賃14,830円に運搬回数(3回)を乗じた運賃44,490円よりも、近畿運輸局の時間制運賃表において、10 t 車の8時間の運賃31,500円の方が安価となることが確認できた。上記のことから、丸太のトラック運搬に係る経費の積算に当たり、短距離を反復して運搬できる場合は、丸太のトラック運搬に係る安全性や林道の特殊性等の各森林管理局の実情を加味した上で距離制運賃に加え時間制運賃の適用も考慮する必要があると認められる。

同庁は、上記についての本院の指摘を踏まえて、3年4月に評定公式を一部改正し、丸太のトラック運搬に係る経費の算定の方法について、複数回反復して運搬することが可能な場合には距離制運賃又は時間制運賃のうち安価な運賃を適用することとし、各森林管理局に対して、同年度中に各森林管理局が積算基準等を改正して時間制運賃の算定方法を定めるために、トラックの速度、生産現場等における丸太の積込時間、積込みの付帯時間、木材市場等における丸太の積卸時間、積卸しの付帯時間(これらを「サイクルタイム」)の実態調査を実施するよう指示した。

そこで、時間制運賃の適用を考慮していた関東森林管理局を除いた4森林管理局において、製品生産事業等の請負契約並びに立木販売及びシステム販売の売買契約について、距離制運賃表を適用した積算額と、4森林管理局における実態調査の結果(暫定値)^(注5)を基に算出したサイクルタイムを用いて時間制運賃表を適用して試算した積算額とを比較すると、次のとおりとなっていた。

(注1) 5森林管理局 関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(注2) 30森林管理署等 日光、利根沼田、吾妻、天竜、伊豆、富山、北信、中信、東信、南信、木曾、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、安芸、四万十、福岡、熊本、宮崎、宮崎南部、西都児湯各森林管理署、白河、南木曾、都城各森林管理署支署、奈良、香川両森林管理事務所

(注3) 3森林管理局 関東、中部、近畿中国各森林管理局

(注4) 21森林管理署等 日光、利根沼田、吾妻、天竜、伊豆、富山、北信、中信、東信、南信、木曾、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島各森林管理署、白河、南木曾両森林管理署支署、奈良森林管理事務所

(注5) 実態調査の結果(暫定値) 今回検査対象とした森林管理署等を中心に、3年7月15日現在で得られた調査結果を取りまとめたものである。

① 製品生産事業等の請負契約における時間制運賃の適用を考慮した試算

製品生産事業等の請負契約において、19森林管理署等の製品生産事業等の請負契約42件の積算額は計1億9742万円となり、19森林管理署等が積算していた積算額計2億6376万円と比べて計約6630万円低減できたと認められた。

(注6) 19森林管理署等 富山、北信、中信、東信、木曾、三重、滋賀、兵庫、島根、岡山、広島、四万十、熊本、宮崎、宮崎南部、西都児湯各森林管理署、南木曾、都城両森林管理署支署、香川森林管理事務所

② 立木販売及びシステム販売の売買契約における時間制運賃の適用を考慮した試算

立木販売及びシステム販売の売買契約において、22森林管理署等の売買契約104件については、立木販売及びシステム販売の販売予定価格の積算額は計6億1012万円となり、22森林管理署等が積算していた販売予定価格の積算額計5億4727万円と比べて計約6280万円低額になっていたと認められた。

(注7) 22森林管理署等 北信、中信、東信、南信、木曾、三重、滋賀、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、安芸、四万十、福岡、熊本、宮崎、宮崎南部、西都児湯各森林管理署、都城森林管理署支署、奈良、香川両森林管理事務所

3 本院が要求する改善の処置

同庁において、森林管理局に対して、丸太のトラック運搬に係る経費の積算について、評定公式の考え方及びサイクルタイムの実態調査の結果等が森林管理局の積算基準等に確実に反映されるよう指導することなどにより、複数回反復して運搬することが可能な場合に、時間制運賃の適用も考慮して適切な積算を行うこととするよう改善の処置を要求する。